

## 総合評価一般競争入札の執行について

令和8年5月15日(金)

大阪市子ども青少年局長

次のとおり総合評価一般競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項	
(1) 案件番号	2650002
(2) 案件名称	中央子ども相談センター東部分室一時保護児童への学習支援業務委託 長期継続
(3) 履行期間	令和8年11月1日から令和10年8月31日まで
(4) 業務内容	仕様書のとおり
(5)	本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価一般競争入札を適用する。
2. 日程	
(1) 公開日	令和8年5月15日(金)
(2) 入札参加申請期間	令和8年5月15日(金) から令和8年5月28日(木) まで
(3) 入札参加資格の審査結果通知(予定)	令和8年6月11日(木)
(4) 入札日時	「8. 入札執行等の日程及び場所」を参照
3. 契約条項について	
別添「業務委託契約書」のとおり	
4. 入札参加資格に関する事項	
(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
(4)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録種目「13：その他代行-09：研修」または「13：その他代行-23：試験問題作成」または「13：その他代行-26：その他」で登録していること。 ※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「14. 担当（1）」に行えば、当該審査を行う。ただし、令和8年5月28日(木)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。詳細は別添「WTO随時申請用 入札参加資格審査申請要領」のとおり。

5. 関係会社の参加制限	
当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。	
(1) 資本関係	次のいずれかに該当する2者の場合。 ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合 イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) 右のいずれかに該当する2者の場合	ア 組合とその組合員 イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合 ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が同一場所である場合 エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合 オ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
(4)	その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

6. 入札参加申請	
(1) 申請書類	①入札参加申請書 ②資本関係・人的関係等に関する調書
(2) 仕様書等交付書類	入札説明書、仕様書、契約書、落札者決定基準、入札参加申請書、提案書（事業実施計画書）
(3) 仕様書等交付書類交付期間（入札参加申請書提出期間）	令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）まで ※受付時間帯については、申込期間中の午前9時～午後5時30分までとする。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
(4) 仕様書等交付書類交付場所	こども青少年WEB受付
(5) 入札参加申請書提出場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階 こども青少年局企画部経理課窓口
(6) 入札参加資格の審査結果通知日（予定）	令和8年6月11日（木）
7. 仕様書等に対する質問・回答	
(1) 質問期間	令和8年6月11日（木）午前9時00分から令和8年6月24日（水）午後5時00分まで
(2) 質問方法	「提案仕様書等に関する質問票」を作成し、電子メールにて提出すること。（提出先は、次の質問提出先のとおり）なお、本市指定以外の様式及び電話等による質問は受け付けない。
(3) 質問提出先	<a href="mailto:fb0130@city.osaka.lg.jp">fb0130@city.osaka.lg.jp</a>
(4) 回答日	令和8年7月1日（水）
(5) 回答方法	こども青少年局のホームページ>入札契約情報>各局等入札契約情報>こども青少年局>業務委託入札>入札実施予定案件に関する質問の内容（業務委託等）に掲載する。ただし、質問のない場合は掲載しない。 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000034405.html">www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000034405.html</a>
8. 入札執行等の日程及び場所	
(1) 入札日時	令和8年7月17日（金）午前10時00分
(2) 入札場所	大阪市役所本庁舎地下1階第10会議室（こども青少年局本庁B1会議室）
(3) 企画提案書等受付日時	令和8年7月17日（金）午前9時30分から午前10時00分までに提出すること
(4) 企画提案書等提出場所	大阪市役所本庁舎地下1階第10会議室（こども青少年局本庁B1会議室） 正本1通、副本3通の計4通の提出がない企画提案書等及び所定の企画提案書等様式に入札者の記名押印がないものは提出が無かったものとみなす。
(5) 再度入札	開札後、直ちに行う。
(6) 落札決定予定日	令和8年8月17日（月）を予定とするが、審査状況等により延期する場合がある。
9. 入札に参加することができない者	
(1)	入札参加申請締切日時（令和8年5月28日（木）午後5時30分）までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
(2)	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時から開札時までの間において、「4. 入札参加資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者
10. 落札者決定基準について	
別添「落札者決定基準」のとおり	
11. 入札保証金等に関する事項	
(1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上）	免除（ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。）
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上納付。ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、右のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	①落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。 ③契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満であるとき
(3) 保証人	不要

<b>12. 入札の無効について</b>	
<p>(1) 大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。</p> <p>(2) 所定の入札書を用いないでした入札 (入札書は入札参加資格の審査結果通知時に交付する。)</p> <p>(3) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札</p> <p>(4) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札</p> <p>(5) 「5. 関係会社の参加制限」(1)～(4)に該当する2者がしたそれぞれの入札は無効とする。</p>	
<b>13. その他事項</b>	
<p>(1) 入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 入札予定価格及び入札結果は、落札決定後に公表する。</p> <p>(3) 入札参加申請期限から入札書提出までの間において、「5. 関係会社の参加制限」に該当する事実が判明した者は、入札に参加することができない。ただし、該当する者のうち1者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者は入札に参加することができる。</p> <p>(4) 提出された資格審査資料、根拠資料等は、申請者に無断で使用しない。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札候補者に対して、落札決定前に企画提案内容及び履行確認マニュアルをふまえた内容（以下「企画提案内容等」という。）によりヒアリングを行う場合があるので、本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じること。 落札候補者はヒアリング後、企画提案内容等に適合した履行を行う旨の誓約書を提出しなければならない。</p> <p>(7) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「14(2) 事業担当、契約締結に関する手続担当」に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」を両面印刷し、提出するとともに、契約の手続きを行うこと。</p> <p>(8) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p> <p>(10) 設計書及び関係図書の内容を十分確認したうえで入札参加を行うこと。</p>	
<b>14. 担当（入札の手続き等に関する質問先）</b>	
(1) 入札参加申請書等提出先及び入札執行に関する照会先	<p>大阪市子ども青少年局企画部経理課 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階 電話 (06) 6208-8177</p>
(2) 事業担当、契約締結に関する手続担当	<p>大阪市中央子ども相談センター 大阪市浪速区浪速東1-1-90 電話 (06) 4301-3146</p>